

2024年3月6日

釜石市議会議長様

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議

議長 岩崎 保

020-0885 岩手県盛岡市紺屋町7-26

盛岡公共職業安定所内

電話・FAX 019-626-2450



公務・公共サービスの拡充を求める陳情書

東日本大震災の発生から13年が経過、この間、公務労働者は国・地方を分かたず、復興の実現に向けて全力でとりくんできました。国の機関では、復興に関連する業務遂行にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を果たしてきたところであります。今後、復興が新たなステージをむかえるにあたり、被災地に寄り添った政策の実現が求められます。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により顕在化した格差と貧困の拡大などに対して、安心・安全な暮らしを求める国民の行政へのニーズが高まっています。

しかし、公務職場はこれまでの過剰な定員削減により、人的体制が脆弱化し、職員の恒常的な長時間労働、超過勤務に依存しながらの運営を余儀なくされています。その劣悪な労働環境は、若者の「公務員離れ」を招いています。

国家公務員は少しずつ増員が図られているものの、国民からの期待やニーズに応えるためには、依然としてきわめて不十分な体制です。とりわけ、この間の増員は、国民と直接向き合う地方出先機関まで行き届いていません。背景にあるのは、政府の総人件費抑制方針にもとづく定員管理政策です。国家公務員の定員は、1969年に制定された「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」によって上限が厳しく規制されています。その上で、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」で「定員の合理化に強力に取り組む」とされ、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」で毎年2%（5年で10%）以上を合理化することが基本とされています。

2020年度から2024年度までの定員合理化目標数では、約3.1万人が削減されることとなっています。また、2025年度から2029年度にかけての合理化目標数が2024年夏頃に通知されることが想定されており、このまま定員合理化が進められれば、国民からのニーズに応える公務・公共サービスを提供できなくなるおそれもあります。

以上のような立場から、公務員削減に反対し、公務・公共サービスの拡充、憲法の尊重擁護にむけて、貴職（貴政党）が下記のとおり尽力いただくようお願い申し上げます。

以上のような趣旨から、以下の項目について、国に働きかけていただくよう陳情します。

【陳情項目】

- 1 「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回すること。
- 2 2025年度からの合理化目標数を策定・通知しないこと。
- 3 国家公務員の増員によって国民のいのち・くらし、権利をまもるために必要な行政体制を確保すること。

